

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

雫石町立七ツ森小学校  
(令和6年4月改定)

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめをいっそう複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組む事を第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総掛かりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対にゆるさないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は学校教育目標に掲げる「思いやりのある子ども」「かしこい子ども」「たくましい子ども」の育成をめざし、知・徳・体の調和のとれた教育に努めるとともに、いじめを生まない環境を築き、すべての児童が安心して学校生活を送ることができる教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 [法第2条]

**具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。**

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

#### 4 いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。

## Ⅱ いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する、特別支援教育の視点も取り入れた学級経営を行うとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする活動に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感をもたせる。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心(特にも自他の生命の尊重・思いやりの心)を培い、心の通う対人関係能力(の素地)を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深め、啓発するために、道徳・学級活動等の充実に努めるとともに、いじめ防止に関わる「全校集会等」を実施する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りながら、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動(たてわり集会・委員会等)に対する支援を行う。

### 2 児童生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等必要に応じて外部専門家

#### (2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画作成  
(道徳教育の全体計画及び学級経営案への位置づけ)
- ② いじめに関わる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取組  
(月1回の職員会議を定例会として学級や児童の情報交換を行う)
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・学年の状況報告等)
- ⑤ いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進(たてわり集会等)

#### (3) 開催時期

月1回の職員会議を定例会として学級や児童の情報交換を行うと共に、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

### 4 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や各取組(たてわり集会等)
- (2) 委員会活動による仲間づくりや活動発表等の取組(誕生日給食、読み聞かせ等)
- (3) 児童会を中心とした、いじめ防止にかかわる取組(言葉づかい・呼び方等)

### 5 家庭・地域との連携

- (1) P T A総会で、児童の様子(いじめの実態含む)や指導方針について説明を行う。
- (2) 学校運営協議会において、児童の様子やアンケートの結果などを報告し、意見交流する機会を設定する。
- (3) 学校いじめ基本方針を、ホームページや学校便りに掲載して広報活動に努める。
- (4) 学級通信や校報等で児童の様子(いじめ防止の取組含む)を紹介するとともに、保護者に協力を呼びかける。

### 6 教職員研修

いじめ防止等の対策に関する校内研修を必要に応じて設定し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- ・ いじめの問題に関わる取組の自己診断(学級経営案の作成と反省)年2回(7月・12月)

## Ⅲ いじめの早期発見のための取組

### 1 いじめの早期発見

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは見えないところで行われるため、授業中はもとより、清掃活動や休み時間放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (5) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (6) 生徒指導個人票を作成し、全学年までの交友関係や問題行動とその対応を次の担任へ伝えるようにする。

## 2 アンケート及び教育相談の実施

いじめを早期発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年2回(6、11月)
- (2) Q-Uアンケート 年2回(6月2～6年、11月全学年)
- (3) 保護者を対象としたアンケート 年2回(6、11月)学校評価アンケート項目に入れる。
- (4) 教育相談を通じた児童の聞き取り調査 年1回(9月)心のサポートアンケート

## 3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が教職員や保護者に相談することで、場合によってはいじめがエスカレートする可能性がある。そのため、対応には細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- 日常のいじめ相談(児童及び保護者)…全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用 …養護教諭・特支コーディネーター・専中S C
- 地域からのいじめ相談窓口 …地域連携窓口教員(生徒指導主事)
- インターネットを通じて行われるいじめ相談…学校または所轄警察署
- ※24時間いじめ相談電話(県教委)…019-623-7830(24時間対応)

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むこと無く、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを疑うような行為を発見したり、通報等を受けたりしたときは、組織として指導レベルを判断し教職員全員で共通理解すると共に、保護者や関係機関との情報共有と連携の下、組織体制でその事実確認や指導にあたる。
- (3) いじめの事案の指導レベルに応じて、速やかに町教育委員会に報告すると共に、所轄警察署等への通報を要する事案であるか適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育をうけるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携した対応を取る。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※具体的なケースとして

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・児童生徒が自殺を企画した場合  | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合  |

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。 【法第 28 条①】

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあ

ったときは、その時点での学校の判断によらず重大事態が発生したもとして報告・調査にあたる。

- (3) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によってあきらかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

- 学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切にとりくんでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協同する体制を構築する。

### 3 新型コロナウイルス感染症に関する事について

まず、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない姿勢をとる。

誰もが感染する可能性があり、感染した児童生徒等や職員、事業所の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことに努める。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人を特定して非難する」「感染者と同じ教室や場所にいた人や、医療関係者の家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せず、「そんなことはやめよう」と声をあげるように導く。感染を責める雰囲気が広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながる。その点からも差別等を防ぐようにする。

**【令和6年度 いじめ未然防止の取組年間計画】**

実施時期	主な取組	具体的な活動内容
4月	○児童観察・理解 ○学級づくり ○保護者会 ○校内研修会 ○情報共有（職員会議内）	・引き継ぎ事項の確認 ・生徒指導個票の記入開始（～3月） ・学校・学級の指導方針の説明 ・本校の「いじめ防止基本方針」についての共通理解 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認 ・特別支援教育の視点含めた研修
5月	○学級づくり ○情報共有（職員会議内）	・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・情報交換と共通理解
6月	○Q-U調査 ○いじめアンケート ○情報共有（職員会議内）	・担任による学級の児童分析・指導方針の見直し ・実態把握（児童及び保護者からアンケート調査） ・本校のいじめ防止基本方針、組織、運営の見直しと確認 ・アンケート結果からの情報交換と共通理解
7月	○いじめ対策生徒指導委員会 ○保護者面談 ○一学期の期末反省会と児童理解の研修会 ○情報共有（職員会議内）	・アンケート結果を基にした情報交換と対応の共有 ・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・特に生活面で指導を要する児童の共通理解の場とする ・情報交換と共通理解
8月	○夏休み中の児童の様子 の把握	・夏休み計画表などから児童の様子を把握する。
9月	○心とからだの健康観察 ○教育相談 ○情報共有（職員会議内）	・「心とからだの健康観察」の実施 ・実施したアンケート等の結果を踏まえ、必要に応じて児童との対話の時間をもつ。（9月） ・情報交換と共通理解
10月	○生徒指導研修会 ○情報共有（職員会議内）	・情報交換と共通理解 ・担任による学級の児童分析・指導方針の見直し
11月	○Q-U調査 ○いじめアンケート ○情報共有（職員会議内）	・担任による学級の児童分析・指導方針の見直し ・実態把握（児童及び保護者からアンケート調査） ・アンケート結果からの情報交換と共通理解
12月	○いじめ対策生徒指導委員会 ○校内研修会	・アンケート結果を基にした情報交換と対応の共有
1月	○冬休み中の児童の様子 の把握	・冬休み計画表などから児童の様子を把握する
2月	○情報共有（職員会議内）	・情報交換と共通理解
3月	○引継ぎ資料の整理 （生徒指導記録簿等）	・1年間の反省と今後の課題 ・引き継ぎ事項の徹底